

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日の翌日に、休息日は、その翌日)

目 次

◇ 告 示 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示(経営流通課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(二件)(農村整備課)

保安林の指定の解除予定(森林保全課)

◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集

◇ 入札広告 公募型指名競争入札の実施(二件)(農政課)

告 示

鳥取県告示第七百七十号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第九号)第三条第二項の規定により告示する。

平成八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
山陰・夢みなど博覧会協会	山陰・夢みなど博覧会	境港市竹内団地二五五―三ほか

鳥取県告示第七百七十一号

三朝町が行う土地改良事業(単県土地改良事業本泉地区区画整理)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年十一月二十五日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百七十二号

北条町が行う土地改良事業(一般農道整備事業土下地区農道整備)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)

第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年十一月二十五日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七七十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町花口字陽山一九八八の二六、一九八八の二七、一九八八の三一から一九八八の三三まで

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備
三 解除の理由
道路用地とするため

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九十六号

平成八年第十三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成八年十一月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

一 日時 平成八年十一月二十五日（月）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会

三 議題 (一) 衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者届出政党が政見放送を行うことができる一般放送事業者の変更について

(二) 平成八年度政治団体関係者研修会の開催について

入 札 公 告

とっとり出合いの森造成工事（3工区）について、公募型指名競争入札を行うので、入札参加希望者は技術資料を提出されたく公告します。

平成8年11月22日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>1 工事の概要</p> <p>(1) 工事名 とっとり出合いの森造成工事(3工区)</p> <p>(2) 工事場所 鳥取市桂見</p> <p>(3) 工事内容</p> <p>ア 本工事は、「とっとり出合いの森」の駐車場及びプロムナード予定地約1.6ヘクタールの基礎造成終了後、雨水排水工、給排水設備・電気設備等の配管工事を一体的に施工する造成外構工事である。</p> <p>イ 工事施工に当たっては、工事現場への進入路となる市道宮谷布勢線は、近隣集落の主要な生活道路でもあるため、一般交通の支障とならないよう道路清掃、事故防止等に十分注意する必要がある。</p> <p>ウ 工事施工に当たっては、事故防止に万全の対策を講じることがもろんのこと、濁水防止にも十分注意するとともに、隣接工事と連絡協調を密にし、相互に円滑な工事ができるよう工程調整を図る必要がある。</p> <p>(4) 工事概略数量</p> <p>ア 造成工事(3工区) A=1.6ha</p> <p>(ア) 雨水排水工</p> <p>床掘 4,700㎡ 埋戻 2,600㎡ U型側溝(300~500)590m 管渠型側溝(φ300)530m ポツクスカルバート(300~1,400)450m 用水路(800×1,000、1,000×1,200)260m</p> <p>(イ) 汚水排水工</p> <p>掘削 2,800㎡ 埋戻 2,500㎡ 汚水管(VU150~250、VP100)900m 汚水糞(マンホール)32基</p> <p>(ウ) 給水・散水設備工</p> <p>給水管(VD25~100)1,300m 散水管(VD65~100)440m</p> <p>(エ) 電気・電話設備工</p> <p>床掘 2,700㎡ 埋戻 2,700㎡ 電線管(FEP30~150)21,500m</p>	<p>ハンドホール 92基</p> <p>(オ) 法面保護工 客土種子吹付(t=3cm)3,500㎡</p> <p>(5) 工期 平成9年1月から同年8月まで</p> <p>2 技術資料の提出を求める対象者</p> <p>技術資料の提出の対象となる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(2) 知事が定める平成8年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般土木工事A級の資格を有する者で、管工事又は水道施設工事の許可業種を有するものとする。</p> <p>(3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業(土木工事業)の許可を受けていること。</p> <p>(4) 平成8年11月22日(金)から平成9年1月7日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名の停止措置を受けていないこと。</p> <p>(5) 平成3年度以降5年間に、公共下水道事業、農業集落排水事業等で、管路延長100メートル以上の汚水管工事を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、構成員の均等割の10分の6以上の出資比率で実施した者に限る。</p> <p>(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>ア 主任技術者にあつては、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3第2項に規定する一級の土木施工管理技士の資格を有する者</p> <p>イ 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者</p> <p>(7) 鳥取県内に建設業法第3条第1項に規定する本店を有すること。</p> <p>3 技術資料の作成及び提出</p>
--	---

技術資料は、技術資料作成要領に基づき作成されたものを提出することとし、その交付は、次により希望者に直接配布するものとする。

(1) 技術資料作成要領の交付

ア 交付期間

平成8年11月22日(金)から同年12月2日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係

(2) 技術資料の提出

ア 提出期間

平成8年11月22日(金)から同年12月2日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係

ウ 提出方法

技術資料は、持参の上提出しなければならない。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料等を基に、審査し、上位12位までの者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係(電話番号0857-26-7331)に対して行うこと。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。

とっとり出合いの森造成工事(4工区)について、公募型指名競争入札を行うので、入札参加希望者は技術資料を提出されたく公告します。

平成8年11月22日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 工事の概要

(1) 工事名 とっとり出合いの森造成工事(4工区)

(2) 工事場所 鳥取市桂見

(3) 工事内容

ア 本工事は、「とっとり出合いの森」の出合いの広場及びセンター施設予定地約2ヘクタールの基盤造成終了後、切土面の法面緑化、広場の張芝工、雨水排水工、給排水設備・電気設備等の配管工事を一体的に施工する造成外構工事である。

イ 工事施工に当たっては、工事現場への進入路となる市道宮谷布勢線は、近隣集落の主要な生活道路でもあるため、一般交通の支障とならないよう道路清掃、事故防止等に十分注意する必要がある。

ウ 工事施工に当たっては、事故防止に万全の対策を講ずることはもちろんのこと、濁水防止にも十分注意するとともに、隣接工事と連絡協調を密にし、相互に円滑な工事ができるよう工程調整を図る必要がある。

(4) 工事概略数量

ア 造成工事(4工区) A=2.0ha

ア 雨水排水工

床掘 4,800m³ 埋戻 2,000m³ U型側溝(300~500)1,110m

ボックスカルバート(400~1,300)160m 石張水路(1,000×800)110m

用水路(500×800、800×1,000)210m 暗渠排水(φ100~200)1,530m

イ 汚水排水工

掘削 1,400m³ 埋戻 1,200m³ 汚水管(VU150~250、VP100)600m

<p>汚水棟（マンホール）32基</p> <p>(ウ) 給水・散水設備工 給水管（VD25～100）870 m 散水管（VD65～125）760 m</p> <p>(エ) 電気・電話設備工 床掘 1,400㎡ 埋戻 1,400㎡ 電線管（FEP30～150）13,300 m ハンドホール 51基</p> <p>(オ) 法面保護工他 客土種子吹付（t≒3～5cm）9,200㎡ 植生ブロック 690㎡ 張芝 18,000㎡ 階段工（石張）1式 石張舗装 920㎡</p> <p>(5) 工期 平成9年1月から同年10月まで</p> <p>2 技術資料の提出を求める対象者 技術資料の提出の対象となる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(2) 知事が定める平成8年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般土木工事A級の資格を有する者で、管工事又は水道施設工事の許可業種を有するものとする。</p> <p>(3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（土木工事業）の許可を受けていること。</p> <p>(4) 平成8年11月22日（金）から平成9年1月7日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名の停止措置を受けていないこと。</p> <p>(5) 平成3年度以降5年間に、公共下水道事業、農業集落排水事業等で、管路延長100メートル以上の汚水管工事を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、構成員の均等割の10分の6以上の出資比率で実施した者に限る。</p> <p>(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。</p>	
	<p>ア 主任技術者にあつては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3第2項に規定する一級の土木施工管理技士の資格を有する者</p> <p>イ 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者</p> <p>(7) 鳥取県内に建設業法第3条第1項に規定する本店を有すること。</p> <p>3 技術資料の作成及び提出 技術資料は、技術資料作成要領に基づき作成されたものを提出することとし、その交付は、次により希望者に直接配布するものとする。</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付</p> <p>ア 交付期間 平成8年11月22日（金）から同年12月2日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係</p> <p>(2) 技術資料の提出</p> <p>ア 提出期間 平成8年11月22日（金）から同年12月2日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 提出場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係</p> <p>ウ 提出方法 技術資料は、持参の上提出しなければならない。</p> <p>(3) 技術資料の審査 提出された技術資料等を基に、審査し、上位12位までの者を指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係（電話番号0857-26-7331）に対して行うこと。</p>

- (2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されるとは限らない。
- (3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円（送料を含む。）】